

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

平成30年7月27日（金）午後1時 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）門 脇 一 男 （副委員長）石 橋 佳 枝
今 城 雅 子 岩 崎 康 朗 遠 藤 通 中 田 利 幸
矢 倉 強 山 川 智 帆 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】大塚部長

〔経済戦略課〕雑賀課長 植松主事

〔商工課〕杉村課長 毛利商工振興係長

【文化観光局】岡局長

〔観光課〕中久喜課長 森脇観光戦略係長

〔スポーツ振興課〕長谷川課長 深田スポーツ振興係長

〔文化振興課〕下高文化財室長

【農林水産振興局】高橋局長

〔農林課〕富澤農政係長 福長農林振興係長 森脇土地改良係長

〔水産振興室〕清水室長

【都市整備部】錦織部長

〔建設企画課〕恩田課長 田村総務係長 佐藤管理係長

〔都市整備課〕福住課長 北村公園街路係長 遠藤河川橋りょう係長 松本米子駅周
辺整備推進室長

〔道路整備課〕山浦課長 伊達道路改良係長 遠崎道路維持係長

〔営繕課〕前田課長

〔建築相談課〕湯澤課長 羽島建築審査係長 大櫃開発審査係長

〔住宅政策課〕原課長 潮市営住宅係長

【下水道部】矢木部長

〔下水道企画課〕藤岡課長 松本下水道企画室長 木下総務係長 山崎主幹

〔下水道営業課〕遠藤課長 林料金係長

〔整備課〕宮田課長 山中工務第二係長

〔施設課〕田口課長 松並施設工事係長

【農業委員会】宅和事務局長

【水道局】細川局長 松田副局長

〔計画課〕岩坂企画広報係長 白須主幹

〔総務課〕金田課長

〔営業課〕松田課長

〔浄水課〕松前課長

[水質管理課] 船川課長

[施設課] 星野課長

[給水課] 安村課長

[境港営業所] 伊原所長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 岩永主任

傍聴者

伊藤議員 岡村議員 奥岩議員 田村議員 戸田議員 土光議員 西川議員

前原議員 又野議員 三鴨議員 安田議員

一般6人

報告案件

- ・生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画（案）について [経済部]
- ・平成30年7月豪雨による農業被害について [経済部]
- ・「平成30年7月豪雨」被災地への給水支援等について [水道局]
- ・平成30年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等について [下水道部]
- ・平成30年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について [都市整備部]
- ・米子駅前地下駐車場改修工事について [都市整備部]
- ・平成30年7月豪雨による被害について [都市整備部]

協議事件

- ・閉会中の継続審査について
- ・委員派遣（行政視察）について
- ・広報広聴委員の選出について

~~~~~

### 午後1時05分 開会

○門脇委員長 都市経済委員会を開会いたします。

本日は、各部局より報告案件がございます。

なお、本日お配りしております追加資料のとおり、経済部の報告案件が1件追加となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、経済部からの報告に入ります。

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画（案）について、執行部からの報告をお願いいたします。

杉村商工課長。

○杉村商工課長 そういたしますと、生産性向上特別措置法に基づきます本市の導入促進基本計画の案につきまして、事前にお配りしております資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、この大もとの法であります生産性向上特別措置法の概要につきまして御説明をさせていただきますと思いますが、お配りしております資料の1の裏面、ページでいいますと2ページ目をごらんいただきたいと思っております。この生産性向上特別措置法につきまして

は、平成32年度までの時限法として、本年6月6日に施行されております。この法律では、まず、大きく言いますと、1点目は、プロジェクト型「規制のサンドボックス」制度の創設、2点目につきましては、データの共有・連携のためのIoT投資の減税等、そして3点目が、中小企業の生産性向上のための設備投資の促進について規定がしてございます。この3つの中で、市町村が直接に携わる部分につきましては、3点目の中小企業の生産性向上のための設備投資の促進についてでございます。これにつきましては、中小企業者が市町村の認定を受けた計画に基づいて先端設備等を導入する際の支援措置を講じることで、地域の自主性のもとで生産性向上のための設備投資を加速しようとするものでございます。

どういった支援が受けられるかにつきましては、申しわけございませんが、1ページ目のほうにちょっとお戻りをいただきたいと思いますが、先端設備等導入計画の概要でございます。この導入計画につきましては、中小企業、小規模事業者が策定するものとなります。事業者が設備投資することで労働生産性の向上を図るための計画を事業者がつくるということになります。この計画の認定を受けた場合には、税制支援や金融支援などの支援措置を受けることができます。この支援を受けるためには、先端設備等導入計画のスキームというところで書いてあります。丸ぼちがしてありますが、そこに記載してございまして、市町村が導入促進基本計画を策定し、経産省の同意を受けておくことがまず必要になってまいります。本市の中小企業者等が先端設備等導入計画を策定し、本市の認定を受けまして生産性を高めるための設備を取得した場合、その支援措置といたしまして、まず1点目は、この設備に係る固定資産税の軽減措置が受けられること、2点目につきましては、設備導入計画に必要な資金繰りについて、信用保証による支援が受けられること、そして3点目といたしまして、ものづくり・商業・サービス補助金等、国の補助金でございしますが、国の補助金が優先採択されるといった支援措置を受けることができます。

ちなみに、この法令に基づきます本市の固定資産税の減免措置につきましては、導入した設備の固定資産税額、償却資産になりますが、全額免除にするといった内容で、本議会の議案第61号といたしまして、米子市市税条例等の一部を改正する条例の制定として議案上程をさせていただいているところでございます。

計画認定を受けられる中小企業者の範囲でございますが、この左下の表に書いてございまして、中小企業者等経営強化法第2条第1項の定義によりまして、この表のとおり、業種によりまして、資本金、そして常用雇用者の数でそれぞれ決められているところでございます。したがって、この範囲外の企業はこういった支援措置は受けられない、法の適用外となるということでございます。

そして、その表のほうにちょっとわかりづらく（注）と書いてございしますが、固定資産税の税制支援の対象となる中小企業の規模が、要件が違うというふうに記載してございます。具体的には、これは税法上の関係になりますが、固定資産税の特例措置の対象につきましては、租税特別措置法での中小企業者の定義でございます。資本金1億円以下、従業員が1,000人以下、そして大企業の子会社を除く中小企業者等というふうになっておりますので、この先端設備等導入計画の中小企業者の範囲と固定資産税の税制の減免の措置が受けられる中小企業者の範囲は違うということをお認めをいただきたいと思っております。

したがって、この計画の対象となる設備と、それから固定資産税の特例となる設備

も必ずしも一致がしてないということがございまして、この計画の中小企業者が認定を受けましても、全ての事業者、設備が固定資産税の軽減措置が受けられるわけではないということになります。

優先採択が受けられる国の補助金につきましては、資料の右下に補助金の一覧として4つの補助金を載せております。内容についてごらんいただき、説明のほうは割愛をさせていただければと思います。

次に、本市の導入促進基本計画の案について御説明をいたします。資料2、ページでいうと3ページ目でございます。

ちなみに、この計画案につきましては、法令や国の指針の定めに従って作成をしております、国との事前協議を行った上で作成したものでございます。

まず、1の先端設備等の導入促進の目標についてでございますが、(1)の地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等はごらんいただき、説明のほうは割愛をさせていただけたらと思います。

(2)の目標についてでございますが、本市の中小企業者の省力化、スピード化、高度化等につながる先端設備等の導入を促し、労働生産性が向上することで、経営基盤の強化と人手不足の解消、設備投資の拡大による地域経済の活性化に寄与することを目的として掲げております。また、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標として掲げております。

(3)の労働生産性に関する目標についてでございますが、先端設備等導入計画の認定を受ける事業者は、国の指針の定めのとおり、事業者の労働生産性が年平均で3%以上向上することを目標とするということとしております。

2の先端設備等の種類についてでございますが、特措法施行規則第1条第1項及び第2項に定める先端設備等の全てといたします。具体的には、商品の生産、販売または役務の提供の用に供する設備でありまして、生産性向上に資する指標がこの設備をつくっておられる各メーカーさんの旧モデル比で年平均1%以上向上するといった設備でございまして、中古品は対象外となります。全て最新モデルを購入するということが条件になります。しかも生産性向上が年平均1%以上向上する設備でなければならないといったことでございます。

そして、4ページ目になりますが、3の先端設備等の導入の促進の内容に関する事項です。

まず、(1)の対象地域は、米子市全域といたしております。

次に、(2)の対象業種・事業についてでございますが、業種につきましては、全業種としております。ただし、風俗営業法に該当する営業は除くとしております。事業につきましては、労働生産性が年率3%以上になると見込まれる事業であれば対象といたします。対象となる事業者につきましては、地場産業振興の観点から、本市に本社・本店を置く中小企業者を対象といたします。ただし、本社、本店が本市以外にございまして、本市内に現に店舗、事務所、工場等の事業所がございまして、なおかつ鳥取県内や中海・宍道湖圏域を主な事業活動拠点としていらっしゃる事業者、あるいは市内にある事業所がこれまでの事業内容や事業実績等々から、本市の経済、産業、雇用、市民生活等の面で市民福祉の向上に貢献していらっしゃるというふうに判断される場合は該当としたいというふうに

思っております。

4の計画期間についてでございますが、市が策定いたします導入促進基本計画の計画期間は、国の同意を得た日から3年間といたします。中小企業者が策定する先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、ないしは5年間、この3つのパターンでございます。これは国の指針に基づいた期間でございます。この3年、4年、5年の中で、事業者は年平均で3%以上の労働生産性の向上を達成することが必要となってくるということでございます。

5ページ目をごらんいただきたいと思っております。5の先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項についてでございます。リストラ等、大量の人員削減を目的とした取り組み、政治、宗教、選挙活動とかかわる取り組み、公序良俗に反する取り組み、暴力団等反社会的勢力との関係が認められる取り組み、市税等を滞納し、かつ、その納付について著しく誠実性を欠く者の取り組みなどを対象としないとしておりまして、雇用の安定、行政の中立・公平性の確保、健全な地域経済の発展、市税等の納付に係る公平性の確保に配慮しております。

説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。ございませんでしょうか。

岩崎委員。

**○岩崎委員** 何点かちょっと確認させてください。

まず、導入促進基本計画、本市のですね、計画を恐らくきょうのこの報告の後に経産省のほうに申請ということになると思うんですが、その辺の、経産省が認定するというようなところ、うちが改めてじゃあそのスタートを切るという、その辺の全体的なスケジュール感はどんなふうに思っておられるんですか。

**○門脇委員長** 杉村商工課長。

**○杉村商工課長** まず、この支援措置の多分一番のメリットになるのが、導入された設備、固定資産税の減免だと思います。本議会に減免の議案を上程させていただいておりますので、その議決がまず前提となってまいりますし、この基本計画は、先ほど岩崎委員さんおっしゃいましたように、国の同意が必要になります。ただ、現時点でこの内容については、国のほうは事前協議を終えておりますので、このままであれば、そのまま国から認められるということになります。したがって、議決があれば、この効力は発することができるというふうに考えております。その後、事業者のほうから事業者がおつくりになる計画が市のほうに提出されて、内容を審査させていただいて、よければ同意をすると、認定をしていくといった流れで、それぞれ導入された、そこから設備を発注されていくなり補助事業を開始されると。国のほうがこの議決と導入計画の同意が国の補助金の優先採択の条件としていらっしゃいますから、実際に国のほうの補助申請をされておられます市内の事業者さんは、そこから交付決定が出てくるということになりますので、補助事業もそこからスタートしていくという流れになってまいります。

**○門脇委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** あと、資料の4ページ、計画期間なんですけど、3年間とするということですよ。基本計画の計画期間は3年間。この3年間はその税制優遇措置なりなんなりをず

っと受けられるという期間であるのかどうなのか、そこら辺をちょっと教えて。

○門協委員長 杉村商工課長。

○杉村商工課長 この計画期間内にまず申請を終えていただいて、同意を得ていただく必要があります。その後、設備を3年、4年、5年計画で導入していかれますので、その計画内に入ってある設備については、固定資産税の3年間、賦課された年度から3年間の減免が受けられる。ゼロになるということになる形になります。

○門協委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 もう一つ、ちょっとわからないのが、3年、4年または5年とするというところで、それは事業者の計画期間ということで、事業者が主体的にうちは5年間計画を持ってますというような申請、そういったことの理解でいいんですかね。

○門協委員長 杉村商工課長。

○杉村商工課長 設備を入れても即座に効果が出る内容と、3%上げなければならないというのが条件になりますので、設備を入れられて、3年間で達成される事業者もおられますし、4年間で達成される方、5年間で達成される方もそれぞれいらっしゃいますので、それぞれの事業者が御判断いただいて、年率3%以上の生産性向上を達成できるという計画をおつくりいただくということになると思います。

○門協委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 もう一つは、3ページ目の目標のところではありますが、ちょっと僕がイメージができないのが、例えば経営基盤の強化とか最先端の導入というのは何となくイメージができるんですけど、人手不足の解消ってありますが、これは大体どんな計画内容になるものなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○門協委員長 杉村商工課長。

○杉村商工課長 配慮すべき事項のほうに書いておりますように、大量のリストラを目的とするものは対象としないとなっておりますが、当然今の人手不足の中で、新しい設備を入れれば省力化につながってくる、これも生産性の向上に内包されますので、そういった内容を、そういうふうに入手不足の解消につながるということも入れさせて。

○門協委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ちょっとあんまりよくわかんないので教えてください。これ、対象の中小企業者というのは既存も新規立ち上げも含まれるということですか。これはどういうことなんでしょうか。

○門協委員長 杉村商工課長。

○杉村商工課長 新規もちろん対象になるわけですが、前の生産性等を3%上げなければなりませんから、国が言っております指針は、基本的にそれが対象とできない限りは認定できないとあります。ただ、同じような業種とか形態のところと比較ができるのであれば、対象とすることもあり得るというようなことをございますので、事業者さんが例えば新規操業であっても、きちっと同業種なり同じような内容のものをデータを出されて、それと比べて自分のところは生産性がこれぐらい上がっているみたいなところが認められれば、客観的、合理的に認められれば認定することもでき得るということをございます。実際にはそういう案件が出てきた場合は、具体的に国と協議しながら、どうだろうかということをやっついていかなるを得ないのかなど。ですからちょっと新規でやられる場合には、

比較3%というのが非常にしにくいと思いますので、ちょっと難しい、ハードルが高いのかなという。

○門協委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ちょっと聞きたかったのはそこなんですけど、このスキームを見ると、要するに経産大臣が同意して計画の策定しながら、申請業者が出した認定は米子市がするんですか。

○門協委員長 杉村商工課長。

○杉村商工課長 本市の導入基本計画に基づいて、米子市が認定することになります。

○門協委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ちょっと言いにくいんですけど、その認定の能力というのはあるんですよ、さっきの話も含めて。国に聞くこともできるようですけど。

○門協委員長 杉村商工課長。

○杉村商工課長 御指摘のとおりでございます。実はこの計画を出す前に、国が認めた支援機関がございまして、これが金融機関であったり、税理士さんであったり、中小企業診断士、これはあらかじめ中小企業が認定された方ということになりますが、そこがまず計画を見て、その見られた支援機関が意見を付して出されてきます。我々はその支援機関の意見を見てある程度判断していくということになるろうかと思えます。

○門協委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 それともう一つ聞きたいんですけどね、これ達成できなかつたり、出した申請の計画どおりでなかった場合にどうなるんだというのは、この計画書では見えないんですけど、そういった実務のところとかというのは別にあるんですか。それとも国の法律にあるんですか。

○門協委員長 杉村商工課長。

○杉村商工課長 罰則規定については法律ではございませんけども、やはり達成できなければ、例えば国の補助事業が取り消されるなり、うちの減免した設備について、やはり達成できない場合には何らかの対応をしなければならないということなんですけども、まだ厳密に税金免除した分を払ってもらうとかということまでは具体的には出てきておりません。ただ、計画の変更は認められてまして、施行規則に載っておりますので、具体的に達成できない場合の措置については、その計画の見直しをしていただくなりということもしながら、何とか達成をしていただくようにしていくということが一番だと思えますが、できなかった場合については少し国のほうにもどういう対処をすればいいかということは、また市のほうとしても聞いていかないといけないなというふうに思っております。

○門協委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ということは、認定は米子市がするので、そこも含めて米子市は指導、監督、いろんな、例えばペナルティーも与える仕事もするということですね。これは商工課が。

○門協委員長 杉村商工課長。

○杉村商工課長 認定した者が責任を負うべきというふうに考えます。

もう1点。変更する際も、その変更の内容については、先ほど申し上げた支援機関が改めて評価をされる仕組みになっておりますので、変更される際もそういったものを参考にして、うちはその変更計画をまた認定するなり認定しないなりという判断をしていくとい

うことになると思います。

**○門協委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 多分これ、特別措置法で、期間も限られていますし、多分ほとんどの市町村が計画をつくられているんですよね。その状況もお答えいただきたいのと、最後、これはきょう概要の報告は受けるんですけど、全額免除等があるようですけど、これは議会等にはそういった申請があってこういうのを受け付けてこうこうという報告は今後されていくということですか。3年間。

**○門協委員長** 杉村商工課長。

**○杉村商工課長** 30件の目標も掲げておりますので、年度ごとなり、そういう実績ということであれば、委員会なりにも報告をさせていただけたらというふうには思っております。

それからもう1点、ほとんどの市町村でこの計画、それから固定資産税の減免措置というのは大体6月議会で議案に上げとられると思います。うちのほうも山陰12市では全てされるというふうなことを伺っておりますので、全国的には全ては掌握はしていませんが、ほとんどの市町村で取り組まれるというふうにご考えております。

**○門協委員長** よろしいでしょうか。

石橋委員。

**○石橋委員** 先ほどの岩崎委員の質問にも関連するんですけども、生産性が向上することから、リストラにつながるおそれがあるのではないかという心配があるわけなんですけれども、ちゃんとその辺のところを計画の、リストラ等、大量の人員削減を目的としたものにはだめだよと、対象としないということがしっかり書いてありますけれども、これを認定するときに、そういうふうなリストラにつながらないということはチェックすることにはなるんですよね。結果としてリストラになったというようなことになった場合はどうなるんでしょうか。

**○門協委員長** 杉村商工課長。

**○杉村商工課長** リストラ、大量の人員削減を目的としたものは対象としないということがございますが、先ほど岩崎委員さんに答弁させていただきましたが、省力化にもつながる設備もあるということになります。いろんな意味で、トータルで計画なりをしっかりと精査する必要があるかと思っておりますし、仮に先ほどおっしゃいましたように大量のリストラをしたということになれば、当然計画の認定取り消しも含めて検討をするということになる。

**○門協委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** その辺は市のほうでチェックをされるということですね。

いいですか、続けて。

**○門協委員長** はい。

**○石橋委員** もしそういう3年間、5年間という期間を設けて実施されたけれども、間でも助言したりしながら努力をされたけれども、結局達成できなかった場合は、例えば市にはその責任というか、そういう計画を立てて達成できなかったということの中で、ペナルティーみたいなものはないんでしょうか。

**○門協委員長** 杉村商工課長。



**○杉村商工課長** 計画の段階で認定をしておりますので、あくまでも計画の認定を受けた以上は、あとは事業者さんの責任の中でこの計画を達成していただくということになるかと思えます。途中で市が指導等をするというふうなことについては、法令では定めはございませんので、やはり計画を認定した後は事業者さんの責任でこの計画、労働生産性3%以上を達成していただくというのが事業者の責務というふうに考えております。

**○門協委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 今までの説明を聞いていてもなかなかハードルが高そうだなという気がするんですが、それで目標値も1年10件で30件ということで、余り多くはないということで、やはりこれを計画立てて実行できるような企業さんはそうそうないというふうに思っておられるんですか。

**○門協委員長** 杉村商工課長。

**○杉村商工課長** 初めてのことでございます。この30件のもとにしてますのが、実は今の国のものづくり補助金、4つの補助金ありますが、今までどれぐらい中小企業者が認定されているのか、そういったものをよりどころに目標に掲げてくれというのが国の指針でもございましたので、一応その数に基づいて件数を上げております。ただ、ふたをあけてみないとどれぐらい申請が出てくるかはわからないということでもあります。少し今は固定資産税の減免等々だけでもケースが出てくるんじゃないかと思えますし、当然設備を入れるということについては、資金を投入する、あるいは金融機関から借金をするというのもございますので、そのあたりも含めて、事業者さんがどれぐらいこの計画をおつくりになって出されるかは、はっきり申し上げますとふたをあけてみないとわからないという状況でございます。

**○門協委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 米子は99%が中小企業、それも零細が多いということで、こういう中小企業に光が当たるような計画というのはいいなと思ったんですけど、なかなかこれにも合わないような小さいところもあると思うので、そちらの対策もやっぱり考えていただきたいというふうに申し上げて、終わりにします。

**○門協委員長** ほかにございませんか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** これは特例で期間が短いということもあるかとは思いますが、この計画案自身で事業を推進するというあり方はいかなもんなかという感じで見ているんですよ。つまり、先ほども委員からいろいろ出ておるけども、これによって事実上減税というものが働くわけであって、その減税を行うということになると、やっぱりかなり行政としては重たい僕は事業になってくると思うんです。そうなってくると、その事業の中身というものの自身がただ計画案に沿ってやりましたというような形でいいものかどうなのか。で、条例ということになればきちんとした縛りがかかってくるので厳しさが出てくるけども、例えば計画案だけでいくのか、それとも要綱的なものを定めて事業は推進をしていくのか、そこら辺の判断はどういうふうに考えておられるんですか。

**○門協委員長** 杉村商工課長。

**○杉村商工課長** 現時点では、この案につきまして、まず国の同意を得ていくということになりますが、実際には市のほうに計画申請が出てまいりますので、この案の中でも明確

に線が引いてない部分、少し曖昧な部分もあろうかということで、そういった部分については要領等で必要性があれば定めていくといった必要はございますが、あくまでもこれは特措法に基づいた国の法令、そして指針に基づいて取り組む事業、施策ですので、余り米子市独自という形ですというのもどこまでできるのかといったこともございます。ある意味、経産省等とも協議しながら、必要性があってできるところはやっていくということで考えております。

それから、先ほど遠藤委員さんおっしゃいましたが、実は、説明は申し上げておりませんが、今回の固定資産税の減免措置につきましては、減収補填ということで75%を交付税措置されるといったこともございまして、そういったことも含めて、本市としてはこの取り組みについてはやっていこうというふうに判断をしたところでございます。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 私は条例までは行かんでもいいんじゃないかとは思いますが、例えば国の法令で定めてあるからといっても、地方自治体としての細かな事務等を判断する材料というのはやっぱりどこかに一任しておかないと、職員の思慮で判断されることは私はあってはならないと思うのでね。だけん、要綱あたりぐらいを定めてもらいたいなということを私は要望しておきたい。それはなぜかというとな、企業のね、企業誘致に対する助成金なんかについてはね、実に曖昧なところがあるんですよ。県なんかは条例でやっているけども、市は条例ではなしに要綱でやとる。非常に公金というものを動かすためにはどこをよりどころにするかということを中心にきちんと定めてやっていかないと、その時々担当課の判断でしましたというようなことが起こっちゃいけないというふうに思っておりますので、特例期間ということでは期間は短いけども、そういう点では事務の何ていうんですかね、正確性、そういうものをきちんとやっていくためにはそういうことも検討の課題じゃないかなというふうに思いますね。

**○門脇委員長** そのほか。

中田委員。

**○中田委員** 先ほどちょっと出とった認定経営革新等の支援機関、地域の金融機関とか、会議所とか、あと専門家とか、ここの事前確認が必要になりますよね。これは結局、その事前確認が必須にはなっているんだけども、要するに、例えば生産性を上げるために新しいロボットなり機械なりを導入すると仮定します。けどそれは当然新たな投資というか、資金繰りして投資金突っ込むわけですからね、それで導入した設備については固定資産税の減免をやったりとかというシステムですよ。そうすると、何ぼやればええかなと思っても、その経営がうまくいくかどうかわからんというところについての歯どめは、一つは信用保証のところとかかかると思うんですけども、実際の資金繰りするとき。もう一つは、事前確認のここの支援機関のところを、そういう何かある程度内容も、確認事項とか、細かいものがあるんですか。

**○門脇委員長** 杉村商工課長。

**○杉村商工課長** 私も中小企業庁のほうから支援機関にどういう細かい指示が出ているか、あるいはそういう通知が出ているか、ちょっと承知はしておりません。ただ、中小企業庁が認定をした機関でなければならぬということは出ておりますので、それなりに委員さんの御懸念があっております部分も含めて、国から全国的に指導していただく必要が

あるのかなというふうに思いますので、ありました御意見については経産省のほうに伝えておきたいというふうに思います。

○中田委員 お願いします。

○門脇委員長 ほかにございませんでしょうか。

岩崎委員。

○岩崎委員 5ページ目の最終ページの、さっきの人員の関係にちょっとこだわっちゃうんですけど、リストラ等、大量の人員削減を目的とした取り組み、これは対象としない、雇用の安定に配慮するとありますが、時限立法とはいえ、設備投資をして、やはり人員の削減、多少の削減等は当然図っていく、それが結果、経営の効率を上げるということも理念もわかるんですけども、やはり本市も一般的に雇用促進を本当に図りたいと、いろんな年齢層での雇用促進を図りたいという立場であるわけですけども、そこをやっぱり逆行するというか、そういう形になりはせんかという懸念も一方ではあるんじゃないかなと思っ

○門脇委員長 杉村商工課長。

○杉村商工課長 おっしゃいましたように、労働生産性の中に営業利益というのが大きなファクターにもなっておりますし、それを労働生産性というのは従業員1人当たりの労働時間ではかっていく、1人当たりの従業員がどれぐらい生産性が上げられるのかといったことになってまいりますので、そこは事業計画をしっかりと見させていただいて、ここに書いておりますのは、大量に従業員を解雇するだとかというようなものについては当然認められないということなのですが、そういった営業利益の部分に人件費というのがかかってくることとなりますので、そのあたりは計画を出されたときに事前のヒアリング等々で聞かせていただいて、そういったリストラを目的としたものではないのか、削減される人数についての全体の従業員の中のどのぐらいのパーセンテージを占めた内容なのか、その計画内容を少しヒアリングをさせていただいて、迷う場合については国のほうにも御相談させていただいて、実はこのリストラの、人員削減を目的とした取り組みをしないというのは、国の指針のほう、国のほうからもそういうものは対象としないでくださいということがございましたので、一つ一つの事例について、そういったものが見受けられる計画であれば、国の考え方も聞きながら判断してまいりたいというふうに思います。

○門脇委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 この本件、よくわかりましたけども、本件とは別に、皆さん、市民の声というのは本当に働き場の確保というのを強く望んでおられるのは間違いございません。我々もいろんなところでやっぱりそういう話もよく聞きますので、一方で、こっちの本市の雇用促進、本気になって取り組んでいただきたいということを私からは要望しておきたいと思

○門脇委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○門脇委員長 ないようですので、次に参ります。

次に、平成30年7月豪雨による農業被害について、執行部からの報告をお願いいたします。

高橋局長。

**○高橋農林水産振興局長** 平成30年7月豪雨によりまして、農林業のほうに被害が発生しておりますので、農林課からそのことについて概略を報告させていただきます。

資料をお配りしておりますけども、この豪雨によりまして、農地の被害は1カ所、それから農業施設の被害が1カ所、それから作物の被害といたしまして、大豆に対する被害、それから林業施設の被害が1カ所発生をいたしました。

資料の2ページのほうをごらんいただきたいと思います。これは農地の被害でございますけども、福万地区におきまして、畑ののり面が崩れたというものでございます。幅5メートル、高さ1.4メートルにわたって石積みののり面が崩れたものでございます。これにつきましては、復旧工事費としまして概算30万円を見積もっておりますが、現在の復旧に向けまして、地権者の方と調整中でございます。

続きまして、資料の3ページをごらんいただきたいと思います。農業用施設被害といたしまして、下安曇地区におきまして、のり面が崩れたことによりまして、その下にあった水路が閉塞したという事案でございます。幅3メートル、高さ2メートルにわたりましてのり面が崩れまして、その下にあった水路が塞がったということでございます。これにつきましては、土砂の撤去費用としまして10万円を見積もっておりまして、これは既に土砂の撤去につきましては復旧済みでございます。

続きまして、4ページでございます。農作物の被害ということで、大豆に被害が発生しております。これは尾高と下郷についてでございますが、写真上の左側のほうでありますように、圃場が冠水したということでございます。これによって大豆の根が傷みまして、その後、雨がやんだ後に高温が続きましたので、それが原因で枯れてしまったということでございまして、被害面積につきましては0.39ヘクタールというふうになっております。

続きまして、5ページ目でございます。林業施設の被害ということでございます。日南町上萩山に市行造林地がございますけども、その作業道におきまして土砂と倒木がありまして、作業道を塞いだということでございます。これの撤去費といたしまして概算10万円を見積もっておりますが、これは既に復旧をいたしました。

以上、7月豪雨によります農林業被害について報告をさせていただきました。

**○門協委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。ございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○門協委員長** それでは、ないようですので、次に参ります。

次に、本日、資料提供がございました和田浜工業団地バイオマス発電所建設に伴う生活環境保全協定書の調印について、執行部からの報告をお願いいたします。

杉村商工課長。

**○杉村商工課長** そういたしますと、本日、急遽報告案件として入れさせていただきました和田浜工業団地バイオマス発電所建設に伴う環境保全協定書の調印につきまして、御報告をさせていただきたいと思います。

皆様方御承知のとおり、和田浜工業団地のほうにバイオマス発電所の設置を計画していらっしゃるシンエネルギー開発株式会社様が発電所の操業に当たりまして、周辺地域への生活環境保全のために、発電所に隣接いたします大篠津、崎津、和田地区の3校区の

自治連合会長様と発電所の運営を担当する現地法人であります米子新エネルギー開発株式会社による環境保全協定の調印、これを米子市を立会人としてとり行うものでございます。

日時は、7月31日、来週の火曜日の10時から、本庁の第2応接のほうで調印をする予定であります。

内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、生活安全保全協定書の調印式ということでございます。

出席者につきましては、大篠津、崎津、和田地区それぞれの自治連合会長様、そしてシンエネルギー開発株式会社社長の高橋様、同じく副社長兼現地法人であります米子新エネルギー開発株式会社の社長でございます森様、そして伊木市長と伊澤副市長も出席して調印をするという予定でございます。

生活環境保全協定書の主な事項でございますが、基本理念を掲げまして、環境保全の防止対策、内容につきましては、大気汚染、粉じん飛散、水質汚濁、騒音、振動、悪臭に関する防止対策を入れております。それから、事故が起こったときの措置、公害苦情の処理、あるいは境港から物流で燃料等を運んでまいりますので、そういったトラック輸送での交通対策、そして実際発電所が稼働いたしますと、さまざまなデータをとりまします。そういったデータを地域に公開していくと、あるいは立入調査についても定めを入れております。

31日に正式に協定書を結びますので、締結した協定書の写しにつきましては、締結後、後日議員の皆様にお配りをしたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**○門協委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 今まで委員会でもいろいろと議論してきた経過があるんだけど、地元の関係者が出されてた陳情書に対する対応、これはきちんと今の段階ではできておるんですか。というのは、この協定書を調印するまでにできるだけそういう地元の皆さんの意見に対して丁寧な説明をして、できれば合意を図ってほしいという要望をつけたはずだと思うんだけど。その辺のところについて現状を伺います。

**○門協委員長** 杉村商工課長。

**○杉村商工課長** それぞれこの3校区につきましては、住民説明会を行いましたり、自治会長会を開いていただきまして、そこで事業内容とか、事前に事業者が行った環境アセスの調査結果についても御説明をさせていただき、なおかついろいろな御質問、御意見を頂戴しております。その上で、各自治連合会のほうで自治会長会なり、あるいは和田のほうでは環境協議会的なものもつくっていらっしゃいますので、それぞれの各自治連合会としての取りまとめの方法で、環境協定案につきまして、いろいろ内容も御審議もいただいたと思いますし、実はこの3校区で同一の協定案をつくるということで、この3校区の代表者3名ずつ出てきていただいて、保全協定を策定するための協議会というものもつくりながら、シンエネルギー開発、米子市、それから地元の3自治連合会合同でこの協定案をすり合わせてきた、取りまとめてきたということがございます。したがって、市のほうとしては、住民説明のほうもさせていただいておりますし、自治会長会なりで最終的に校区の総意もとっていらっしゃるというふうに理解をしております。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そのプロセスはわかるんですけども、議会に提出された陳情書の対応についてはどうなっておるんですか。

○門協委員長 杉村商工課長。

○杉村商工課長 陳情された方のほうから非常に多くの質問書をいただいております、これにつきましては文書で回答をさせていただいております。陳情案件のときに出されたそのあたりにつきましては、この自治連合会のほうの中でいろいろと御意見を交わしていただいたり、市のほうにもいただいたり、あるいはシンエネのほうから回答というようなやりとりをさせていただいております。そういったプロセスはきちんと踏んでいるというふうに考えております。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 踏んできたということで、提出者の皆さんとの、全てについて満額の回答にならなかったか知らんけど、一定の理解を得ているということですか。

○門協委員長 杉村商工課長。

○杉村商工課長 その回答した後の陳情者との回答後の話はしておりません。出された方のほうからもいろいろ市のほうと協議したいということもなかったようでありまして、回答の内容で御理解をある程度いただけたのではないかなというふうに考えおります。

○門協委員長 石橋委員。

○石橋委員 陳情者のほうからもいろいろ話を伺っております。その回答の内容では、まだたくさん不満がどうか、わからない点もあるので、話をしたいという。それ以外のあの周辺の方々、私も近いところに住んでいますから、からも、環境が悪くなるのではないかということではいろいろ心配の声を聞いております。説明会で出された環境アセスのデータは、基準値以内で問題はないという記述が多くて、実際にはどんな検査がされて、どんなデータが出とって、それがよくわからないということがあって、まだまだその不安は拭えてないと思います。この協議会がつくられて、協定案を練られて、結ばれることになったということですが、そういう過程ではそういう不安の声というのは上がってはきてないんですか。それともそういう声も酌み上げてつくられているんでしょうか。

○門協委員長 杉村商工課長。

○杉村商工課長 いろいろ騒音の面とかにおいの面で御懸念されている声はお聞きしております。したがって、この環境保全協定書の中では、これを結んだからといってこれでおしまいというわけではなくて、きちんと事業者は操業後もデータを住民に公開していくと、そしてそれに基づいて、話し合いの場として、この3校区と事業者と、米子市も入りますが、地域協議会というものを改めてこの協定に基づいて結成いたしまして、そういった地元からの御意見とか不安の声に対して、協議会の中で3者で協議をしていく。そして必要な対策は事業者にもとっていただくという仕組みをこの協定書の中でもうたっておりますので、いろいろ御懸念のところはございますが、事業者は徹底した情報公開をするということもありますし、そういった地域からの声は真摯に受けとめて検討するということがおっしゃっていただいておりますので、米子市もその中に当然責任を持って入っていくという中身となっておりますので、いろいろ御懸念はございますが、この協定書のほうにはそういったことも含めて、地元の自治連合会は内諾をいただいているという状況でござ

ざいます。

**○門脇委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** その情報提供のことで、公民館でアセスの詳しい内容を見れるようにしてもらったということですが、それをコピーしてはいけんというふうに言われたと。それはシンエネのほうの意向なのかどうなのかわからないんですが、米子市のほうの指示でそれはコピーしたらいけんよというふうに公民館長を通じて言われたということを知っています。それは何ですか。

**○門脇委員長** 杉村商工課長。

**○杉村商工課長** これはシンエネのほうからコピーしてもらっては困るということで、あくまでも所有権はシンエネさんが持っていることです。その御意向を受けておられるということでございます。

**○門脇委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 情報提供は幾らでもすると言われたので、そこはやっぱり公開、公開といってもね、読んでさっと覚えられるもんじゃないですから、コピーするぐらいのことはしてもらわんとはいけんのじゃないかと思えますけど、どうですかその辺は。

**○門脇委員長** 杉村商工課長。

**○杉村商工課長** 繰り返しになりますが、これはシンエネエネルギー開発さんの御承諾が必要だということでございますが、石橋委員さんのそういう御意見もございましたので、再度コピーができないかどうか、市のほうから聞いてみたいと思います。

**○石橋委員** よろしくお願ひします。

もう一つ、これは和田浜バイオということで、バイオマス、自然エネルギーということなんですけど、実際にはそこで燃やされるものはよそから輸入してくるもので、例えばこの山陰地方の木材とかチップとかを使われるわけではないという意味では、米子市のあの周辺の住民にとっては、バイオだけれども、その地域にとって林業とかにも寄与するわけではないし、火力発電所が来るのと一緒だわという声もあるんですよ。要するにあの辺の環境影響はあるけれども、じゃあ住民のメリットがそれ以外にあるのかという声もあるわけなんです。こういういき方に対してやはりちょっと賛成できない、とても問題になっているというふうに思っておりますので、今後もそういうふうなことで論議していきたいというふうに思います。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** それでは、ないようですので、以上で経済部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

執行部は席を交代してください。

**午後 2 時 0 1 分 休憩**

**午後 2 時 0 5 分 再開**

**○門脇委員長** それでは、都市経済委員会を再開いたします。

水道局から 1 件の報告がございます。平成 3 0 年 7 月豪雨被災地への給水支援等について、執行部からの報告をお願いいたします。

松田副局長。

**○松田副局長** このたびの豪雨災害によります被災地への支援活動につきまして、御報告をさせていただきます。

平成30年7月豪雨被災地への給水支援等につきましての資料をごらんください。7月6日から7月7日にかけて中国四国地方を中心に広範囲で記録的な大雨となり、甚大な被害が発生をいたしました。鳥取県内を初め、広島県、岡山県、愛媛県など、冠水や土砂の流入によりまして水道施設が機能を停止し、大規模な断水被害が発生をしております。県内では日野町、鳥取市、智頭町、若桜町で被害がございましたが、幸いにも本市には被害がございませんでしたので、初期段階からの支援活動に入ったところでございます。その給水支援等につきまして、次のとおり御報告をいたします。

まず、鳥取県内の給水支援でございますけれども、7月7日、日野町根雨簡易水道の水源に濁りが発生し、緊急停止ということで、支援要請がございまして、給水車2トン1台、職員2名を派遣いたしましたして、応急給水活動を行っております。また、同日、智頭町新田簡易水道及び駒帰簡易水道の水源が土砂で埋まり、取水不能となりました。要請を受けまして、給水車2トン1台、応急給水袋を400枚、職員2名を派遣いたしております。智頭町へは、さらに翌日の7月8日にも職員2名を派遣いたしまして、応急給水袋の追加支援を行ったところでございます。

応急給水袋ですけど、きょうちょっとお持ちしました。これです。こっち側が注入口になるんですけども、ホースか何かで注入していきます。容量が6リットルです。6リットルは1日3リットルの使用で2日分という設定でつくられております。材質がポリエチレン、非常に丈夫です。ですので、腰の高さぐらいから満水にした袋を落下しても壊れません。破れることがない。ですので、衛生管理さえしっかりしていただければ何十回でも使用できるというものでございます。通常ですと、ここに取っ手がありますので、このひもは中におさまってますけど、ちょっと今はつけているんですが、取っ手を持っていただくか、あるいは子どもさんなどですとこういうひもをセットしまして、リュックタイプで担げるというようなことで、非常に重宝されているということで、全国水道事業体にこの同じ製造会社のものが広がってます。うちは今、鳥取県米子市水道局と名前を入れてますけれども、被災地にはここに何々県何々市というのが集まってくるといったような状況でございます。

そのほかですけども、他県の支援につきましても7月9日から現在も継続をしております新見市への給水支援でございますけれども、新見市草間台簡易水道の浄水場及び井倉簡易水道、井倉洞などでおなじみのところですね、この水源が冠水、水没をいたしまして、取水不能となりました。7月9日から給水車2トン1台、随行車1台、応急給水袋800枚、職員4名を派遣いたしております。第2陣以降は給水車2トン1台、職員2名で給水支援活動を継続中でございます。本日も、朝、第10陣が出発して活動を行っております。

それから、7月14日から21日としております広島県江田島市への放水支援でございますけれども、広島県企業局からの送水が開始をされたことによりまして、送水管内の白濁等の排水作業として7月14日から作業車2台、職員4名を派遣いたしまして、21日までの作業で、島内の断水をほぼ解消して、22日に帰還をしております。

それから、下の欄にありますますが、本市と友好都市としてございます大洲市のほうにもペットボトル「よなごの水」1,200本を提供したところでございます。



本市の支援活動につきましては以上でございますけれども、実は本市は日本水道協会鳥取県支部長都市となっておりまして、県内の各市町の活動につきましても表のとおりまとめておりますので、ごらんいただきたいと思っております。以上でございます。

**○門脇委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。ございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** それでは、ないようですので、以上で水道局からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

執行部は席を交代してください。

**午後 2 時 1 0 分 休憩**

**午後 2 時 1 2 分 再開**

**○門脇委員長** それでは、都市経済委員会を再開いたします。

下水道部から 1 件の報告がございます。平成 3 0 年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等について、執行部からの報告をお願いいたします。

藤岡下水道企画課長。

**○藤岡下水道企画課長** それでは、お配りしております 1 枚物の資料、平成 3 0 年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等【下水道部】という資料をごらんください。3 0 年度の国庫補助の状況について御説明申し上げます。

まず、補助金 3 本ありますけれども、上の 2 つ、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、この 2 つが公共下水道事業に充当する補助金でございます。補助金としましては、インフラの整備に充当する補助でありまして、まず、社会資本整備総合交付金は、成長強化や地域活性化等につながる事業ということで、下水道では管路の新設等の未普及解消を対象とした補助金でございます。それから、もう一つの防災・安全交付金ですけれども、これはインフラの再構築、生活空間の安全確保に資する事業を対象としたものでありまして、下水道は施設の老朽化対策ですとか事前防災・減災対策、こういったものを対象にした補助金です。

この補助金ですけれども、国から県に配分をされまして、その後、県から市町村に県内配分が実施されます。配分の考え方につきましては、国から県への配分や地域の特性に配慮しながら、最近災害もありますので、土地の浸水対策、あるいは地震・津波対策等に重点的に配分をし、その後、一律で配分と伺っております。県に一度配分されたもの、これを市町村に配分されるわけですけれども、全体計画承認を受けて前年度から行っている事業、実施中の事業が優先的に満額査定をされまして、その後、一律の配分が行われていると伺っています。

今年度の査定の結果、配分の結果ですが、社会資本総合交付金、防災・安全交付金、この 2 つは 4 月 3 日に県を通じて配分の内示をいただきました。社会資本総合交付金、社総金ですけれども、これが要望が国費ベースでは 4 億円、一番上の行ですが、これに対しまして配分は 3 億 6, 9 5 5 万 3, 0 0 0 円でございます。県全体では要望額に対して 9 5 %、米子市もほぼ同率で 9 2. 4 % の配分をいただいております。

もう一つのほう、防災・安全交付金ですが、こちらは、国費ベースですけれども、2 億 5, 4 2 5 万円の要望をいたしました。配分は 1 億 2, 3 7 3 万 9, 0 0 0 円、配分率としま

しては48.7%でございました。防災・安全交付金の配分は、要望に対して約半額となっております。施設の安全運転の観点から優先順位を定めまして、優先順位の高い事業をこの補助金の中で実施をしていく考えでございます。

それから、補助金、もう1本ありますけれど、農山漁村地域整備交付金、こちらは農業集落排水事業に資する補助金でありまして、農林水産省所管の農林水産業の基盤整備に充当する補助であります。こちらは、平成29年度、前年度に農業集落排水施設の劣化状況を調べるための機能診断調査、これを国庫補助事業で実施をいたしまして、その結果に基づいて、施設の機能を保全するため、こういった必要な対策があるのかという構想の計画、これを平成30年度に予定をしておりました。事業名は備考欄に小さい字で書いておりますけれど、農業集落排水施設等最適化整備構想策定業務というのを予定しておりました。こちらですけれど、内示は4月の16日に県から受けております。鳥取県全体では国費ベースで2億円に対して1億3,280万、66.3%の配分率と伺っておりますけれど、公共下水道事業と同様に、前年度からの工事などの大型事業で継続しているものに重点配分をされた結果、米子市の配分は今年度は見送りになったと伺っているところです。今後は、こちらにつきましては、次年度の優先配分について、県からの内示を受けた時点で県の担当課のほうには要望を行っております。

続いて、下のグラフです。こちらは当初予算ベースで米子市の社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の配分状況を27年度から比較をしたグラフでございます。上の折れ線グラフのほうが社会資本整備総合交付金、社総金の配分率、下が防災・安全のほうの配分率です。社総金のほうは配分率が近年高い状況にございますが、防災・安全のほうは、年度によってばらつきはありますけれど、近年大変低い状況にございます。これは、国全体ではこの補助金、国全体を合わせて大体2兆円と伺っておりますけれど、この金額が近年ほぼ横ばいという状況です。防災・安全交付金は、先ほど申しました老朽化の対策等を中心としたものですので、各自治体からの要望がふえてきているということで、配分率が低くなっているのではないかとこのように分析を行っているところです。

補助金なんですけれど、特に防災・安全の補助金ですけれど、老朽化が進んでいる状況で、下水道施設の改築は今後ますますふえてまいりますので、この国費支援が十分でないということになりますと、人口減少もある中で、安全・安心の観点から、下水道事業の確保が難しくなってくるということが懸念されます。このため、国費の支援を確実に実施していただけるよう、現在も国に対して要望を行っておりまして、今後とも要望を重ねてまいります。

資料の説明は以上です。

**○門脇委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** これは例年のことなんだけれども、事業の進捗に対する影響度というのはどういうふうに判断されますか。例えば管渠工事等については、100%ではないものの、29年度は100%入っていたんですね。ただことしはちょっと3,000万ほど減ってしまったということなんだけれど、これは大きな事業的な計画から見て影響はないのかどうかということが一つ。

同じように、今度は防災・安全交付金を見ると約半分しか事業費に対して入ってきてないということになって、結果的に事業は半分しかできないということになってくるんだけど、この辺についての事業の進捗についての影響等はどのようなふう判断されるのか。こういうことについて、まず2点お伺いしたい。

**○門協委員長** 宮田整備課長。

**○宮田整備課長** 済みません。そうしますと、特に新設の管路についてお答えします。

委員さんが御指摘のように、100%ついてないということで、影響があるのかということですが、具体的にこれによって件数が何件減ったとかいうことではないんですけども、一応その不足分を補うために具体的に県内流用という形で今調整させていただいております。湯梨浜町さんのほうから1,500万ほどですけども、米子市のほうに、今、流用でつけていただく手続をしているところでございます。

**○門協委員長** 田口施設課長。

**○田口施設課長** 防災・安全交付金に対してですけども、配分額が48.7%の結果を受けまして、防災・安全交付金で要望しているそれぞれの工事及び業務委託について、改めて精査しました。補助内示国費に合わせて調整しておりまして、今年度要望しております工事及び委託につきましては、一部を除いて全て着手することとしております。

具体的な調整につきましては、内浜処理場の計装設備改築工事その2にて調整しておりまして、要望額を2億2,000万円計上してございましたけども、3,000万円の減額調整をしております。2億2,000万というのは一応25カ所の計装の設備の箇所として、3,000万というのは既に故障中の1カ所を含めた3カ所の計装の改築を行うことで減額調整していると。内浜処理場内の各所に設置しております各種計測計器については、これは全部で92カ所、内浜のほうにありますけども、これの更新として、設置後12年から42年たっておりますけども、これは標準耐用年数10年ということで、それを経過しているのを対象に、前年度から、前年度が22カ所、一応対応させてもらったですけども、故障等のリスクの高い箇所から順次更新してきておりまして、残りしました箇所、67カ所になりますけども、これにつきましては引き続き次年度に対応することとしております。

**○門協委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 新規の管渠の問題については県内の財源調整で何とか確保して、事業は進捗していくというお話ですね。ただ、今、防災・安全交付金の関係で、処理場の問題を含めて、50%に満たない状況の中でも事業進捗に余り影響が出ないような話が方向として受けとめたんですけども、例えば29年度の状況を見ると、処理場1億2,000万、国の配分が51%で3,100万で、事業費が620万で、1,200万の320万の620万ということになっておるんですけど。ことしはこれ、かなり、事業費が3億8,600万でしょう。そして入ってきたのが48.7%で1億1,130万。残るお金が、約2億近いものがあることになるわけですけども、これで今の説明でうまくなるわけ。事業費から見ると、50%で入ってきるとなってくると、国の配分がね、3億8,000万ある中の1億、あと2億はどうするのかという話が見えてくるんですけど、それでうまくいくわけ。

**○門協委員長** 藤岡下水道企画課長。

**○藤岡下水道企画課長** 遠藤議員お尋ねの防災・安全交付金、事業費ベースで2億3,300万しか配分がないということでのお尋ねでございますけれど、防災・安全交付金は、

要望の段階では管渠改築、ポンプ場、処理場に分けて要望を行いまして、配分もそれぞれの内容で配分をされております。ただ、実際の執行としましては、防災・安全交付金の中での調整を行いますので、その中で、先ほど施設課長が申しましたように優先順位を決めて、あと、補助でとれる予定のものをことししたら起債の充当になりまして、安全・安心最優先ですので、ことししないといけないもの、必ずしないといけないものを順番に並べていきまして、それを2億3,300万の中で順次行っております。ですので、処理場の3億8,000万に対しての交付配分1億8,000万というのがありますが、中でも調整を行いながら、安全・安心の観点から優先順位を決めて今年度の事業を行っているというのが30年度の実態でございます。

ただ、補助が少ないというのは下水道のほうとしても大変困っておりますので、冒頭申し上げましたように、重ねて国のほうに配分についてお願いをしていきたいと思っております。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** しつこく言いたくはないけども、報告事項だけ、平成29年度、前年度の防災・安全交付金は要望額は7,600万だったんですね。管渠改築、ポンプ場、処理場を含めて、7,600万円、平成29年度は。平成30年度は4億7,900万円。つまり事案がふえたということだと思うんですね、この数字を見とると。その中で50%に満たない状況の配分になってしまっているということは、優先順位云々はあるかもしれないけども、29年度と30年度との事業費の規模を比較した場合に、単なる優先順位だけで事は済むんかいなという不安を抱くだがんね。事業量がふえたにもかかわらず、優先事業もふえているんじゃないかと思うんですけども、この中に。だから事業費が膨らんだと思うんですよ。その中で、去年の事業費のがすごく多くなっているのに半分しかない。だからそれは優先順位で賄っていきますということになっていくと、本当にそれで事業ができていくんですかという、数字上からも不安が見えるんですけど、それは大丈夫なんですか。

**○門脇委員長** 藤岡下水道企画課長。

**○藤岡下水道企画課長** 平成29年度と30年度との事業費で、御不安という点で御指摘をいただいたところですけれど、こちらの配分状況ですが、当初予算ベースでの配分の比較表を載せております。平成29年度ですけれど、平成28年度の秋に、国の経済対策によりまして、国の追加配分がございました。28年11月議会で補正をお願いしているところですけれど、29年度に予定をしておりました事業を前倒しで28年度に予算化をして、切れ目のない予算として、実際のところはそのときにあわせて繰越明許の議決をいただいております、29年度に繰り越し事業として実施をしております。ですので、28年度に行いました追加補正と29年度の当初予算を合わせた事業費としましては、国費のベースで1億800万でありまして、30年度よりは若干少ない金額ですけれど、ほぼ1億程度となっております。グラフ上の数字がどうしても当初予算ベースになっておりますので、先ほど説明が不足しております、申しわけありませんでした。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 国からお金が入らないということで、こういう結果が出てきますという報告はわかるんだけど、問題は年度で事業をしようとしたこと自身が、年度に片づけんでも、後年度で事業を繰り越ししても別に影響は出てこない、現場では。こういう御判断なんで

すか。

**○門協委員長** 矢木下水道部長。

**○矢木下水道部長** うちが必要なものを要望しておりますので、できれば100%いただきたいんですけども、現状については先ほど説明させていただいたとおりでございます。これについては、やはり現状施設も年数もたって古くなってきておりますので、できるだけ国費を充てて予定どおり事業ができるように、今後も引き続き要望活動なり、そういったところで財源確保に努めていきたいというふうに思っております。その中で、配分状況を見まして、さらに緊急度なり老朽度なりを精査した上で、当該年度の事業を行っていくという方針で行っております。

**○門協委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 例えば処理場で3億8,600万というものを事業ベースで考えておられてね、それは実質的に行われるのは1億円ほど飛ぶんでしょう、1億円しか入らんわけでしょう。半分しか入ってこないから半分しか事業ができんのですよね、これ2分の1ですから。そういうことを考えたときに、処理場というものはある程度起債ベースあたりもね、本当に直さなきゃいけないかったら、起債を起こしてでも充当して事業を進捗させていくという、こういう考え方を持たざるを得ないじゃないかと思えますけど、その辺はどうなんですか。

**○門協委員長** 矢木下水道部長。

**○矢木下水道部長** 財源として起債を充てるという方法も遠藤委員言われますようにあるろうか思います。ただ、基本的な考え方として、補助に乗れるものは補助に乗っていききたいということでございまして、今回、先ほど施設課長のほうが申し上げましたけど、内浜処理場の計装設備、これに関しましては、今回半分しかつかなかった部分に対しまして、来年度実施してもさほど影響はないというふうに判断したところでございまして、基本的には補助金を充てたいと思っておりますけども、場合によっては起債を起こすということも考えていかなければならないと思っております。

**○門協委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** もう一つ伺っておきますけど、要望活動をされているということなんだけども、実際に下水道部としては国に対してどういう要望活動を誰が行ったんですか。

**○門協委員長** 矢木下水道部長。

**○矢木下水道部長** 今年度でございまして、これまで下水道独自の要望はどうも行っておりませんで、いわゆる社総金の総額確保ということで、都市整備部さんなりと一緒に国や県へ要望しておったということでございます。今回、6月に私のほうが中国地方整備局のほうに参りまして、担当の方に対して、米子市の下水道の現状なり老朽化の状況を訴えまして、特に改築に係る防災・安全交付金の確保という点について要望をしてきたところでございます。今後も引き続き、それぞれ立場立場がありますのであれなんですけども、機を見てまた引き続き要望は強く行っていきたいというふうに思っております。

**○門協委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 副市長がおいでですけども、これはあなたとも前の委員会で論議したんですけども、結局、交付配分額が半分に減ってしまったということだ。予算上からは半分に消えていくわけですよ。これ、最終的にはどういう減額補正をされるんですか。それとも財源

補填されるんですか。

**○門協委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 先ほど下水道部長のほうからもお答えしましたとおりでありまして、現状、下水道部のほうで検討して、現在の社総金の配分を踏まえた事業費でことしは執行したいということでございますので、基本的には、大きな状況の変化がなければ国の配分ベースで減額補正していくというふうになろうかと思えます。ただもちろん、防災・安全交付金の部分になりましようけども、機器等の故障等、今後状況が変われば、そういったものについて単市での財源措置ということも考えていかなければならない場合も出てくる可能性はありますけども、そういった状況がなければ、基本的には社総金の配分ベースで減額補正をしていくものだと、このように考えております。以上です。

**○門協委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 2億という大きな金ですからね、国が入らんですから2億の事業はやめました、減額補正しましたということではなくて、3億8,000万を掲げた理由があるわけですから、それは本当に繰り越しになってでも安心であったのか、やっぱりしておかなければならなかったのかと、もう少し事業の精査を僕は全体でやってほしいと思うね。その中で改めて減額補正でこうなりますというような形の報告を議会に欲しいと思うんだけど、これ要望してますけどいいですか。

**○門協委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 議員の御指摘はしっかり受けとめたいと思います。

ちなみに、これは以前に下水道部のほうからも御報告申し上げておりますが、本年度、下水道部では、施設の全体の今後の維持補修等をどのようにやっていくのがいいのかということで、全体のマネジメント計画をつくる作業に入っております。これはそれぞれの局地戦ではなくて、全体をどうしていくのかということですね。内浜処理場もそうでありまして、管路も非常にたくさんの管路を既に布設しておりますので、そういった観点で、ことしストックマネジメント計画というのをつくる作業に今入っておりますので、そういったような状況も見定めながら、しっかりとした視点を持っていきたいと、このように思います。以上です。

**○門協委員長** ほかにございませんでしょうか。

岩崎委員。

**○岩崎委員** 1点だけ。6月議会でも私、取り上げ。6月じゃない。3月議会。関連質問でもちょっと取り上げたことの項目もありますけども、先ほど、今年度、全体的なものを見て、ストックマネジメント計画を策定に入っていくというような話の中で、僕が指摘したのは、施設の包括的民間委託の手法というのも現実的な選択肢の一つじゃないかという提案をしているわけでありまして。これは今の事業委託をかけている部分をもう一度改めて考えてみる。それと同時に、将来的にはやはり管渠等を含めてのそういう保守点検等々をやっていく必要があるんじゃないかというところで、そういうのもやっぱり現実的な選択肢だということ指摘しているわけですが、その点、今、副市長は一応環境公社のトップでもあるということでもありますので、今後見直していくという答弁でもありました。まさにその事業が全体的な見定めをしていくというところにも関連してくると思うので、しっかり引き続き私の指摘した部分の要望というのは、改めてその検証に入っていくって、しっ

かりとした検証に入っていたきたいということを改めて要望しておきますけども、今現在までの検討状況を教えてください。

**○門脇委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私に対することになってしまいますので、私のほうから。3月議会で御質問いただきました。決して忘れることはございませんで、既に検討に着手するよう指示はしております。ただ、正直申し上げます、少し簡単な話ではないというふうに思っております。あえて確認申し上げますが、岩崎委員のほうから、1年をめどにという非常に厳しいスケジュールをいただいておりますが、正直ちょっとしんどいなというのが、これは率直なところです。これ何でしんどいかというと、実は、今、先ほど申し上げましたが、特に処理場、内浜処理場、相当老朽化がとりわけ進んでおります。この内浜処理場を私も見ましたけど、そろそろどうするかという、全体のメンテナンスをどうするのかということを考え始める時期に来ているだろうと、このように思っております。もちろんすぐすぐ来年から何か手をつけるということにはならんと思っておりますけども、先ほど言いましたストックマネジメント計画の全体の中で、老朽化が確実に進んでいる下水道のインフラをどうしていくのか、あるいはまだまだ未整備の地域に対する大きな宿題も実は残っております、この方針決めもしなければなりません。こういったような中で、将来のビジョンといましようか、どういうふうに考えて、それをどういうふうな管理体制でやるのかという、こういうつくりつけで議論をしないと、今の現状を前提とした議論ではほぼ意味を持たないというふうに思っております、そうすると、少しお時間をいただかないと難しい宿題ということをこの機会に御報告申し上げて、共通認識していただければありがたいと思っておりますが、この問題が非常に大きな問題であることは、もう改めて申し上げるまでもありません。しっかりと取り組んでまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いたします。

**○門脇委員長** よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、ないようですので、以上で下水道部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後2時40分 休憩**

**午後4時21分 再開**

**○門脇委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部から3件の報告がございます。

平成30年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について、執行部からの報告をお願いいたします。

恩田建設企画課長。

**○恩田建設企画課長** それでは、本年度、平成30年度の社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について御説明いたします。

お手元にこれに関する資料、4ページ物の資料がございますが、よろしいでしょうか。

じゃあ説明させていただきます。ちょっと長くなるかもしれませんが、丁寧に説明させていただきます。

本市のインフラ整備の財源に活用しております平成30年度の社会資本整備総合交付金

及び防災・安全交付金の配分状況について説明させていただきます。

既に御存じかもしれませんが、ちょっと説明に先立ちまして、用語の確認をちょっとしたいと思います。

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取り組みを支援するために国が交付する交付金でございます。その交付対象事業として、社会資本整備総合交付金事業と防災・安全交付金事業とが定められております。そのうち社会資本整備総合交付金事業は、道路、港湾、河川等の新設、改良など社会資本の諸整備のための事業をその内容とするものでございまして、この事業のために交付される交付金が社会資本整備総合交付金と名づけられています。一方、防災・安全交付金事業は、命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や地域における生活空間の安全確保のための事業をその内容とするものでございまして、この事業のために交付される交付金が防災・安全交付金と名づけられております。

お気づきと思いますが、社会資本整備総合交付金という用語には、国が交付する交付金の総称としての意味を持つものと、社会資本整備総合交付金事業のために交付される交付金の名称としての意味を持つものがあります。本日の説明におきましては、社会資本整備総合交付金、これを社総金と省略させていただきますが、特にお断りをしない限り、社総金とは社会資本整備総合交付金事業により交付されるものを指すものと御承知願います。

なお、防災・安全交付金につきましては、防安交付金と省略させていただきます。

また、金額は、申しわけありませんが、100万単位を概数で説明させていただきますので、あわせて御了承いただきたいと思っております。

それでは、1ページ目をごらんください。まず、道路関係でございます。市道安倍三柳線、市道上福原東福原線に充当します社総金、パッケージ18でございますが、要望額4億900万円に対しまして配分額は6,200万円、要望額に対する配分率は15.3%、非常に低くなっております。昨年度の国の補正を含めた最終的な配分率が17.4%でしたので、さらに低い配分率となりました。

続きまして、橋りょう補修事業に充当します防安交付金、パッケージ19でございますが、これは要望額1億1,200万円に対しまして配分額1億700万円、配分率95.4%と、これは配分額、配分率とも昨年度を上回るものとなりました。

米子駅前地下駐車場改修事業や道路維持補修事業に充当します防安交付金、これはパッケージ12ですが、これは要望額約3億4,400万円に対しまして配分額1億2,000万円、配分率34.9%と、配分率は平成29年度を上回りましたが、配分額は昨年度をわずかに下回ったところでございます。

それから、通学路の整備に係る道路維持補修事業に充当します防安交付金、パッケージ16、これは通学路の整備事業に特化して設けられていますパッケージなんです。要望額4,900万円に対しまして配分額1,800万円、配分率は36.9%となりました。

次に、街路関係でございます。米子駅南北自由通路等整備事業に充当します防安交付金、パッケージ14でございますが、要望額約3億9,300万円に対しまして配分額3億5,300万円、配分率は89.8%と、昨年度の配分率の55.7%を大きく上回りました。

次に、河川関係でございますが、準用河川改修事業に充当します防安交付金、これは要望額2,900万円に対しまして配分額2,900万円、配分率100%と、満額の交付に



なったところでございます。

続きまして、公園関係でございます。公園施設長寿命化事業に充当します防安交付金は、要望額2,000万円に対しまして配分額1,200万円、配分率60%と、配分額、配分率とも昨年度とほぼ同程度でございました。

次に、住宅関係でございます。市営住宅長寿命化改善事業及び市営住宅管理事業に充当します社総金は、要望額1億6,100万円に対しまして配分額が約7,900万円、配分率が48.8%と、昨年度に比べて配分額は下がりましたが、配分率としてはほぼ同程度のものでもございました。また、市営住宅長寿命化改善事業に充当します防安交付金は、要望額約4,600万円に対しまして配分額が約2,800万円、配分率60.5%と、昨年度と比べ配分率は下がりましたが、配分率としてはほぼ2倍となりました。

最後に、まちづくり関係でございます。バリアフリー改修推進事業、震災に強いまちづくり促進事業等に充当します防安交付金は、要望額2,400万円に対しまして配分額2,100万円、配分率は87.7%と、昨年度に比べまして配分額は約240万円の減となりましたが、配分率としては約15ポイント上回りました。

以上、社総金と防安交付金を合わせました国の制度としての社会資本整備総合交付金全体では、要望額15億8,856万円に対しまして配分額8億2,970万2,000円、配分率52.2%と、配分額、配分率とも昨年度の補正を含めました最終的な配分額、配分率を上回るものとなっております。

続きまして、2ページ目をごらんください。上のグラフでございますが、国レベルの社総金と防安交付金の要望額と配分額の推移でございます。この数年、ごらんいただきますとわかりますように、要望額としましては3兆3,000億円から3兆6,000億円のあたりを推移しておりますが、配分額は2兆円を切るような状態にして、ほぼ横ばいに抑えられています。したがって、配分率自体も50%台後半から60%までと、大きな変化は見られていません。

また、配分率につきましては、平成28年度までは防安交付金の配分率が社総金の配分率を上回っていました。ところがこの2年度は、防安交付金の配分率が社総金の配分率を下回っております。逆転しております。これは、配分額における社総金と防安交付金の割合にそれほど変化がない中で、社総金及び防安交付金の要望額の合計額の中の防安交付金の要望額が占める割合が高くなっていることによるものだと思います。過年度を見ますと防安交付金のほうがつきがよかったということで、防安交付金のほうの要望額を上げた結果、配分額の割合については変わっていないということもありまして、逆転したものだと思います。

次に、下のグラフですが、これは本市に対する社総金及び防安交付金の合計、すなわち国の制度としての社会資本総合整備交付金の配分状況を年度当初の状況と比較したものでございます。要望額は、本年度は昨年度よりもわずかに下がりましたが、平成26年度と比較しますと約2.8倍に伸びている一方で、配分額は昨年度までの3年度は6億円に満たず、配分率も減少傾向が続いていたところ、今年度は配分額、配分率とも昨年度を上回りました。しかしながら、配分率そのものにつきましては、平成26年度の67%には及ばない状況が続いており、配分率自体はかなり圧縮されています。また、防安交付金の配分率は、昨年度を上回ったところではございますが、社総金の配分率は昨年度に満たない状

況にあります。したがって、社総金を充当したいと思えます事業につきましては、配分率が低いこともあって、財源を確保するために要望額を積み増しし、その結果、さらに配分率が下がるといったような、いわゆる悪循環と言っているのかわかりませんが、そういった状況に陥ったというところがございます。この辺は検討しなければならないとは思いますが、以上、平成30年度の社会資本整備総合交付金の配分状況について説明させていただきましたが、本市としましては、社会資本整備総合交付金の今後の国の補正や追加配分など、引き続き国の動向を注視しながら、状況を見つつ、より配分が受けやすいパッケージによる要求の検討を行うほか、事業によっては公共施設等適正管理推進事業債の活用などによりまして、本市のインフラの整備のための財源確保に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

続きまして、3ページ、4ページ目の資料の説明について、福住課長から説明をします。

**○門脇委員長** 福住都市整備課長。

**○福住都市整備課長** ことし3月の建設経済委員会の中で、市道安倍三柳線の事業進捗について説明できる資料をとということをおっしゃって、本日資料をつくっておりますので、説明をさせていただきたいと思えます。

まず、3ページ目の図面でございますが、図面の下側、市道外浜街道線、浜橋から県道両三柳西福原線、通称外浜産業道路といいますが、この間、約400メートルにつきまして、今現在事業をしております。下のほうに凡例をつけておりまして、施工済みということで、JR境線の、図面の上方になります。橋台を完成しております。それと、その図面の上方になりますけれども、官民境界を確定するというので、擁壁並びに排水構造物を設置しております。それと、JR境線の下方になるんですけど、そこも一部構造物を設置しております。それと、この図面の中ではちょっと記載をしておりますけれども、地震による液状化防止対策のために、JR境線を挟みまして、高架部分に地盤改良をしておりますけれども、点になりますのでちょっとここには表示していません。

それと、平成30年度でございますが、赤い部分になります。まず、JR境線の南側、これ、橋台工、これはJRに委託で今年度するようにしております。それと、JR境線の上方ですけども、函渠工といまして、加茂中学校の生徒さんが通学に使われる四角いトンネルというふうにイメージをしていただければいいと思えますが、幅3.8メートル、高さが3.5メートル、延長13.6メートルを今年度築造する予定にしております。それと、これも官民境界を確定するために、JR境線を挟みまして、赤い部分、側溝を設置する予定にしております。

それと、平成31年度でございますが、黄色い部分になります。まず、JR境線をまたぎます、今、橋台の黒と赤い部分がありますが、JR境線をまたぎます桁を設置する工事、それから、今の桁から現地盤まで行く補強の土壁工、それから盛り土、排水構造物、舗装工を予定しております。

平成32年度でございますが、外浜産業道路、これの交差点の取りつけ部を計画しております。イメージ図といたしまして、次のページに、ちょっと職員のほうでつくった図面で、余りイメージが湧きにくいかなとは思いますが、まず、上の①のほうですけども、浜橋のほうから今のできる橋台を見た写真に、将来こういった形で道路ができるということで図面をつくらせていただいております。

それと、下側、これは加茂中学校側ですけれども、加茂中学校側から今できております橋台、中海に向かった写真でございますが、その中で函渠工ということで、赤い部分、これが先ほど申しました高さ3.5メートル、幅3.8メートル、長さ13.6メートルの四角いトンネルというふうなものをことし施工する計画としております。

以上で説明を終わります。

**○門協委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** まず、市道安倍三柳線の改良事業についてお伺いしますけれども、32年度にきちんと市長は事業を完了させますと、こういうことだったんですけど、今、先ほどの社総金の流れを酌んでおると、これはどうなるんですかね。1ページ目の市道安倍三柳線の事業費、7月補正後予算額、事業費2億8,400万円、交付金が1億5,620万円、これは予算としてこのようなものを見込んでおったけども、交付金の配分額を見ると、事業費を1億2,000万に落として交付金6,000万と、こういうふうにせざるを得ないと、こういうふうに理解するんですが、これは違いますか。

**○門協委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 今、委員のほうがおっしゃられたとおりでございますが、市としましては、本年度、2億8,400万の事業費ということで予定しておりましたけれども、社総金の、先ほど御説明いたしましたけれども、配分状況が非常に厳しいという形で、今年度の事業といたしましては1億2,000万という形で事業を実施するというところで考えております。

**○門協委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** それで、今説明のあった本年度を含めて、32年度までの今のこの事業計画でいくと、これ、30年度はその分は全部この予算内でやれるつमोरのやつがやれなくなるということになるようなことに聞こえるんですけども、そうではないの。

**○門協委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** この図面で表示しております平成30年度の分につきましては、今言った1億2,000万の予算の中でやっていくという形でございます。それは今の配分状況を見た上で予定を組んでございますので、平成30年度についてはこの内容について実施するというところでございます。

**○門協委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** そうすると、予算で決めた2億8,400万円というのはどこの辺の事業が含まれているわけ。

**○門協委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 今の平成31年度の段階でいいますと、補強土壁工というのと盛土工、これが当初2億8,400万ですか、この予算の中には含まれているというところでございます。

**○門協委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** そうすると、全体的な社総金の国の流れから見ると、必ずしも配分率はよくありませんよという報告があつて、そうすると、31年度に予定しておる30年度のやつ

を繰り越した事業も含めて、社総金の入りが悪くなると、これまた32年度に事業を先送りすると、こういうことが起こってくるということが見えるんだけど、そうではないですか。

**○門脇委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 委員おっしゃられますとおり、かなり社総金の配分状況というのは非常に厳しい状況でございますけども、来年度につきましては、増額要望、こういったところも含めまして、今ちょっと県のほうにいろいろ相談しているところでございまして、何とか予算を確保するという形で今は考えておるところでございます。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 副市長さんね、懐に手を突っ込むような話をして、大変機嫌が悪くなるかもしれないけどな、今の流れを見とるとね、これ、32年度までに市長が完成させるといふ公約が非常に難しいんじゃないかと私は判断するんですよ、素人なりに。そうするとね、これ財源補填をしてね、本当に32年度なら32年度、長い間の懸案事業ですから、完成させていくような思い切った私は決断が必要じゃないかと思うんですよ。そのための金がどこにあるかという話が出てくると思うんです。起債でやるのか、さもなければ合併振興基金があります、21億、総額の。これ調べてみると7億9,000万円が使えますが、今でも。そうであるならば、そういうものを使ってね、早くやっぱこの主要な事業の完成を図ると、こういう決断が僕は必要じゃないかと思うんですけどもね。今すぐそういう返事をしますと言われはせんとは思いますが、しかし、これが仮に32年度からおくれてくるとなると、何らかの財源手当てをしていかないけん。基金に手をつけずにね、もう飾るときゃええという話じゃないですよ、市民から見れば。事業を先やれと、貯金は後だと、こういうことになると思うので、そこら辺の政治判断をあなたを含めてね、市長とやっぱ決断をしてもらわないけんじゃないかと思うんですよ。このお考えというか、聞かせてください。

**○門脇委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 安倍三柳線の問題につきましては、たび重ねて遠藤委員を初めとする議員から御指摘をいただいているところであります。長い歴史がある事業だということは、今議会でも議論されたところであります。これは32年の完成を目指して、もともとは30年度ということであったのが2年おくれて32年度ということになって、でもそこは何とか頑張りたいと市長も答弁申し上げているところでありますので、実は、経過申し上げますと、今年度についても昨年度の段階から、これは早く何とかしてもらわないけんということで、たび重ねて県のほう等にも働きかけてきたところではありますが、社総金の仕組みとして、やはり中国地整のほうで配ってきますので、もう配ってきますので、なかなかそれをよその市を減らして米子に持ってくるというわけにはならんというようなこととか、それから、これも言いわけめいた話になりますが、少しは配慮できるかもしれんみたいな話があったんですけど、県が想像してた以上にパッケージの県全体の配分が下がってきたというような状況で、もうどうしようもなかったというふうな状況です。そして、何とかこれ財源を、まず我々が目指すのは、最終手段というのを意識しながらも、単市の財源を使わない方法を模索したいというのをまず第一に置いておりますので、国や県の財源を100%入れることができないかということで、今、都市整備部長のほうでありますし、私

もそうありますが、たび重ねて県のほうに何か知恵はないかということで、今、協議を重ねているところでもあります。まずその努力を続けていきたいということであります。そして、今おっしゃったとおり、最終的に財源不足と工期の関係をどう考えるかということ、その努力をした上で、来年度の獲得見込み等も踏まえて判断していきたいと、このように思います。以上であります。

**○門協委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 財政調整基金なり、合併振興基金なり、それぞれに今までの市政の流れの中で、財政問題に力を入れてきたということについては否定はしませんし、その成果は上がっていると思います。ただ、市民から見れば、貯金ばかりして仕事がないじゃないかと、こういう鋭い批判もありますのでね、そういうことも踏まえた上で今おっしゃったような判断を私はしてもらいたいなという気がします。

それと、あわせて聞きますけども、この産業道路までの取りつけで32年度までこういう形にするということが出たんですが、これから今、県が入ろうとしておる東福原樋口線との接続、これについてはどういう検討になるんですか。協議がその後、県とされているんですか。

**○門協委員長** 福住都市整備課長。

**○福住都市整備課長** 今、遠藤議員が言われました、産業道路から北側の2工区のことだと思いますけども、今現在、県とも、ここのタッチの部分の詳細な協議は行っておりませんけども、まず浜橋から産業道路までをつなぐことを第一に今のところ考えておまして、今後、時間を見て県とは協議はしていきたいというふうには思っております。

**○門協委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕も県道東福原樋口線なんか随分長い間、皆さん方と協議してきたことがあるんですけどもね、やっぱり県と協議するのはね、自分とこの手持ちの仕事が終わって、県さん、仕事してくれませんかという話ではね、県は乗らんとしますよ。前もって説明しといて、それで何年後にやりましょうなという話の仕方をしていかないと。総務部長経験の副市長がおいでだけん、県の腹はよく知っておられると思うけどもね。やっぱり簡単じゃないですよ、県は。やっぱりこの東福原線なんかでもね、僕はずっとやとるけど、20年前からの議論なんです、僕から言わせると。ようやく日の目を見ているんですよ。だからこれをつなげるにしてもね、ここが終わってから話ししますじゃなくて、今から話を進めといて、3年後には、5年後には一緒にひとつお願いしますわというような、こういう流れを持っていかれんとね、僕はこれから先の流れというのがつくりにくいじゃないかと思えますよね。これはあんまりいろんなことを言ってもいけません、そういう腹構えで取り組んでももらわないけないということと、もう一つ、副市長さんね、前から言っちゃったけど、この北側の431までの距離の900メートルね、この事業を、前にも言ったけど、防衛省の民生安定事業、これに乗せていくということ、それこそ二、三年もかかるような話のようですから、事業が、まさにそういうものに乗せていくということの下地をしっかりと固めてもらいたいと思うんですよ。そうすると、防衛省の関係でやるとね、私は今よりも市の負担が少なく、事業の進捗も早く、流れとしては出てくるんじゃないかなと、こういうふうに思いますんですが、その後、何か防衛省あたりとは協議をされましたか。これは本省に行かなきゃ勝負つきまへんで。広島では。

○門協委員長 錦織都市整備部長。

○錦織都市整備部長 防衛省のほうと協議したかということでございます。ちょっとまだ具体的に詳細な協議ということはしてないというところでございます。今後ちょっとそういったところも検討いたしまして、協議はできるところはしたいと考えます。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 長い時間とりませんがね、副市長さん、これあかんわ。やっぱりもっと営業というものはどういうものかということを考えてもらわんとな、やります、検討してまですって言うておきながら、実際、足を一步も運んでおりませんというような話ではね、これはいけんで。そこら辺で執行体制を含めて、やっぱりこういう方向に向けてしっかりとリーダーシップを発揮していただいて、組織的な取り組みを求めておきたい、こう思います。

○門協委員長 ほかにございませんか。

岩崎委員。

○岩崎委員 遠藤委員からの御要望の件でというか、本事業に際してあらゆる財源を求めていけという御要望に関して、合併振興基金という提案がございました。これは七、八年前になると思うんですけども、当時、米子市議会も市庁舎問題等調査特別委員会というのがございまして、ちょうど私がそのときに委員長をしておりました。そのときの特別委員会の中間報告というところで、合併振興基金に関しては、今後の庁舎建設に際してしっかりとその後も継続して積み立てておくようというような議会側のメッセージを出したと記憶しておりまして、ここでまた合併振興基金を御要望される件だけは市議会のこの委員会の発言としてはちょっとどうかなと思った点がありましたもので、意見を言わせていただきます。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 言っちゃあいけんことを言ったような話されるけどな、こんな財政議論はしっちゃあいけんというような委員会の報告じゃなかったよ、あれは。あれなんかは逆に委員長報告の中にはな、借地も検討しますとといった報告書を書いとったよ、あの中には。そげんしちよって合併振興基金を、あんた使って新庁舎つくるという話ししちようだ。そんな得手勝手な話じゃいけんわい。財政議論というのはね、今言った、私は21億を全部使えと言っとるわけじゃないんだ。そういう基金もあるわけだから、それらも含めて、貯金だけするのが能じゃないよと、ちゃんと仕事を進捗させないけんだよと、こういうことで、そういう中にはそういう財源もあるんじゃないのと言っとるわけだ。何も21億全部使えと言っとるわけじゃないだ。

○門協委員長 今ちょっと議論がかみ合いませんでしたので、過去のことで、私もちょっとわかりかねますので、ちょっと一度預からせてください。

（「預からんでもいいわ。」と声あり）

（「調べるような話じゃない。」と遠藤委員）

いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○門協委員長 それではないので、都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後 4 時 5 1 分 休憩

午後 4 時 5 6 分 再開

○門脇委員長 それでは、都市経済委員会を再開いたします。

次に、米子駅前地下駐車場改修工事について、執行部からの報告をお願いいたします。  
恩田建設企画課長。

○恩田建設企画課長 続きまして、建設企画課からもう 1 点、駅前地下駐車場改修工事について御説明を申し上げます。

この工事の対象となる施設としましては、駅前地下駐車場・駐輪場でございます。場所としましては、資料の 2 ページにございますが、御存じだと思いますが、米子駅前の広場の地下にある駐車場でございます。工事内容につきましては、機械式駐車設備の撤去で、全面自走化にしまして、改修前は 200 台でありますところを改修後は 102 台という予定にしております。これにつきましてはの図面が 3 ページ目と 4 ページ目でございます。それぞれ地下 1 階と地下 2 階部分の改修前、改修後ですが、それぞれ赤く塗ってあるところが機械式のところですが、これを全部撤去しまして、それぞれのページの下にありますように、全て平面式にします。これにより改修後は 102 台となりますが、ただ、現在、この機械式駐車設備の老朽化で一部使用を停止しておりますため、現在の実質可能台数は 76 台にすぎません。ですから現在からいうと、可能台数、供用台数は上がるということになります。そのほかに電気設備、機械設備の改修、壁面の一部改装を行います。

目的としましては、施設が老朽化していること、それから機械式駐車設備では受け入れができない大型車やハイルーフ車への対応をするということで、需要の一層の増加を見込んでおるといふところなんです。そこに効果として書いておりますが、安全性、利便性の向上、それから、一番大きいんですが、やはり機械式をやめますことで管理経費が大幅に削減されると見込んでおまして、駐車場の収支の改善につながるのではないかと。今のところあくまで試算ですが、年間で約 900 万円の収支改善が見込めるのではないかとこのように考えております。

事業費は 2 億 4,000 万円でございます。財源は、記載のとおりでございます。工期はことしの 11 月から来年の 7 月までの 9 カ月間を予定しております。工事中は営業を休止します。ただ、駐輪場のほうはそのまま営業はしております。

地下駐車場を営業休止とするということで、利用の方に御迷惑をおかけしますので、代替駐車場としまして、近くにございます万能町の駐車場、2 ページ目にありますが、約 200 メートル離れたところにあります万能町駐車場を代替駐車場として案内いたします。その際に、駅前地下駐車場においては入場から 30 分以内を無料としている取り扱いを踏まえまして、この万能町駐車場においてもこの休止期間中は入場から 40 分以内に出場した場合に限って駐車場使用料を無料と、そういうふうを考えております。この 40 分という 10 分プラスというのは、片道 5 分の約 10 分というふうを考えております。これにつきましては、万能町の駐車場条例の一部改正が必要ですので、9 月定例会に条例改正案を上程する予定としております。

最後に、これが一番大事だと私も考えておるんですが、周知につきまして、営業を休止すること、それから代替駐車場等につきましては、広報よなごやホームページ、看板等によって周知を図っていきたく思います。どうしましても多少の御迷惑はおかけするこ

とになると思いますが、前もってできるだけ周知を図った上で、工事期間中においても皆さんになるだけ御迷惑にならないように対応しようと考えております。以上でございます。

**○門脇委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。ございませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** 単年度の赤字が解消していくために、黒字になっている主な要因というのは。

**○門脇委員長** 恩田建設企画課長。

**○恩田建設企画課長** 単年度の赤字の要因ですか。

**○門脇委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 黒字になってきているという……。

**○門脇委員長** 恩田建設企画課長。

**○恩田建設企画課長** 黒字の要因でございますか。

(「はい。」と石橋委員)

大きな要因は、ひとえにこれ万能町駐車場の成績がいいということです。全体は赤なんですけども、万能町だけ黒字になっています。それが全ての赤をカバーしているというような形です。

**○門脇委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

ないようですので、次に参ります。

次に、平成30年7月豪雨による被害について、執行部から報告をお願いいたします。

福住都市整備課長。

**○福住都市整備課長** それでは、本日お配りしております資料に基づきまして、平成30年7月豪雨による被害について、報告をさせていただきたいと思っております。

まず、1枚目の表紙なんですけども、②の4行目に、被害範囲、幅10メートル、高さ3.0という、その後ろに小文字のmをちょっと入力できておりませんで、追加で記入をしていただければというふうに思います。

それでは、まず1番の米子市青木地内におきます崖崩れの被害について説明をさせていただきたいと思っております。1枚めくっていただいて、位置図をつけております。青木地区につきましましては、新聞なりテレビなりでかなり報道されておまして、7月10日に崖崩れが発生いたしまして、7月11日の水曜日から7月20日の金曜日までの間におきまして、写真でいいますと右側の今の土砂を撤去いたしまして、ブルーシートをかけて応急工事が終了しております。それで、17時30分に避難指示の解除をしております。

それで、その位置図の中で、青で囲っておりますけども、本復旧対策範囲ということで、今、調整中ということになっておりますが、表紙の部分には7月23日現在というふうに記載しております。昨日、地元の権利者と、今後この土砂崩れの箇所についてどういうふうにするかということで、第1回の説明会を開催しております。

めくっていただきまして、②番目、これは米子市新山になりますけども、法定外公共物ということで、写真の応急処置状況のほうがわかりやすいと思っておりますけども、道路の肩部分が雨によって流出いたしまして、現在、ブルーシートをかけて養生をしているところでございます。



それと、3番目、米子市河崎にございます大水落川にございますが大水落川に、ブロック積みの際になりますけども、長さが1メートル、深さが1メートル70センチの吸い出しを受けておまして、これにつきましても本復旧に向けて、今現在はバリケードで囲っておりますけども、来週、土のうなりの仮応急を計画しております。以上です。

**○門脇委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。ございませんか。

ないようですので、以上で都市整備部所管からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

執行部は退席してください。

**午後5時05分 休憩**

**午後5時26分 再開**

**○門脇委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

閉会中の継続審査についてを議題といたします。

皆様のお手元にありますかいね。閉会中に継続して審査の必要がある場合、会議規則第76条の規定により、あらかじめ議長に申し出る必要があります。お手元に配付しております事項について、閉会中の継続審査を申し出たいと思います。

それで、この内容で皆様よろしいでしょうか。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** わしは、門脇委員長がもともと力を入れて、信念を持ってやってきたということで、1点聞いておきたいと思うがな、ほかの委員の皆さんは、冗談は別にして、本当に考えていかないけんと思うんだけど。例えばな、いろんな業務やいっぱい契約や土地の規制の問題な、土地規制緩和の問題、いろいろあるでしょうけども、基本的に調整区域と市街化区域の線引きの見直しというようなことについて、議会側から提案せないけんじゃないかと思うで、わしは、ある意味。なるならんは別だ、そのためにこの委員会で十分に当局の意見や状況も含めて現地視察をしながら判断していくことがあると思うで。そういう調査活動をな、テーマに沿ってやっていくということを考えるのはどげな。

というのはね、ことし、下水道を東福原樋口線に全部入れるわけだ。幹線を。博愛病院に向かってだあつと。そうすると、これどこまで持っていか宮田整備課長に聞いたらな、途中までやりますと言っちゃうわけだがんな。そげするとね、あれを想像してみてごしな。あの陸上自衛隊の両サイドを見てもらうと、みんな調整区域になつとるでしょう。それで片一方は大沢川もある。片一方は旧市道があるわけです。この間、全部調整区域になつとる。だからその中にはね、下水道管の本管がぐっと入っていくわけだ、何メートルも。何人の処理人口が出てくるかと聞いたら、十二、三人か二、三十人かという話をしちようわけだ。それをほんならどうするんだと、下水道投下して、おまえ。例えば周辺の土地利用をする。だから下水道管を入れました。土地利用もそれにつなげていきますということにならなきゃ、何のために下水道管入れるだ、おまえたちはってきのう怒っただが、私は。

**○渡辺委員** それは、遠藤さん、4番を力強くやれということでしょう。

**○遠藤委員** そうそうそうそう。

**○渡辺委員** 新たに加えるという話じゃなくて。

**○遠藤委員** ましてやな、あそこは東福原樋口線の工事計画に入るでしょう。新しいバイパス道路をつけるでしょう。その辺の土地利用というようなことも含めてな、私はね、俺のじげだけ言うわけじゃないで。実際問題としてそういうことをしていかなとな、意味がないと思う。都市計画はというか、下水道計画も含めて。

そういうようなことでな、委員長、ちょっと我々委員会の中で勉強して、そういう調査をやってきて、方向性も示していくということも大事じゃないかと思う。よく検討してみてください。

**○門脇委員長** しっかりと検討してみたいと思いますけど、都市経済委員会の特質上といいますか、特徴的なのは、図面とか写真とか机上配付はありますが、なかなかわかりづらいところ、現地に行かないとわからないところがありますので、必要に応じては現地調査も必要ではないかと思っておりますので、皆さんからぜひ申し出てやってください。また皆さんで検討してみたいと思います。

それでは、今、皆さんに見ていただきました。この内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。このとおりに申し出を行います。

次に、委員派遣（行政視察）について、議題といたします。

まず、実施の可否について確認をいたします。

行政視察につきましては、実施をするということでもよろしいでしょうか。皆さんの御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** それでは、実施することにいたします。

次に、実施の時期について協議をいたします。

8月につきましては、既に公務や会派視察、また9月定例会も始まることもありまして、日程調整が難しい状況となっておりますので、10月、11月に実施をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** それでは、御異議ありませんので、10月、11月に実施させていただきます。

実施日につきましては、今の段階でちょっと控えておいていただけますか。ちょっと10月、11月とあいているところ、閉会中の委員会とか、そういうのを避けてしないといけませんので、きょう現在で10月9日から10月12日の間、それから10月22日から10月25日までの間、それから10月31日から11月2日、今のところこの時期が候補でございます。また実施日につきましては、8月の閉会中の委員会で決定したいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、調査事項については、8月の閉会中の委員会であわせて協議をしたいと思っておりますので、希望の調査項目を8月10日金曜日までに事務局まで提出していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。8月10日まででございますので、よろしく願いします。

次に、広報広聴委員の選出についてを議題といたします。

本件につきましては、米子市議会広報広聴委員会要綱第3条の規定に基づき、当委員会

から2名の委員を広報広聴委員に選出しようとするものであります。

それでは、どのように選出をいたしましょうか。

まず、立候補ございませんか。

○**渡辺委員** 大体決まっていますよね、ほかの委員会は。何か1会派がどんと行くというのもいけんと思うけど。どんな感じなんですか。

○**先灘議会事務局長** そうしますと、政英会が、副議長はもう決まっておりますので、岩崎副議長、奥岩議員、稲田議員です。よなご・未来さんがゼロです。それから、公明党議員団さんが矢田貝議員、信風さんが伊藤議員、共産党さんが又野議員ということでございます。以上でございます。

○**渡辺委員** よなごさん、1人出してよ。

○**矢倉委員** 山川さんだわい、あんた。山川さんが出ないけんわい。

○**遠藤委員** この委員会から出さないけんの。

○**門脇委員長** はい。この委員会から2人出す。ちょっとよなごがゼロということになります。

山川委員、いいですか。

○**山川委員** いいです。

○**門脇委員長** じゃあ1人は山川委員さんをお願いしたいと思います。

じゃあもう1名を。

○**門脇委員長** 第3会派は……。

○**先灘議会事務局長** 公明党議員団さんはお一人。もう1、1、1ですね。

○**今城委員** じゃあうちが1ということですか。

○**先灘議会事務局長** はい。

○**渡辺委員** よなごさんが2か。ゼロだったけん。

○**遠藤委員** ほんなら中田さんところが。

○**中田委員** いや、1人もう出てますよ。

○**今城委員** 別にあれだよ、出んと終わらんですよ。

じゃあわかりました。はい。

○**門脇委員長** じゃあ今城委員で。

それでは、ここの都市経済委員会からは山川委員さんと今城委員さんに決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で都市経済委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

**午後5時35分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 門 脇 一 男